

れいわ ねんど さくらぎしょうがっこう こうがいせいかつ
令和6年度 桜木小学校 校外生活のきまり

がいしゅつ
1. 外出

- ① 3月～9月…夕方の6時までに家に帰る。 10月～2月…夕方の5時までに家に帰る。
- ② 早帰りの時は、3時までは自分の家で過ごす。
- ③ 夜は、保護者または責任の持てる人と一緒に出かける。
- ④ 友達の家でも、大人のいない家には上がらない。
- ⑤ 学校の敷地内では、食べたり飲んだりしない。(水分補給のためのお茶類はよい。)
- ⑥ 自分たちだけで校区外には行かない。校区外への習い事や通院、その他のやむをえない場合などは、必ず保護者の指導を受けて行く。
- ⑦ 次の場所に行く時は、保護者と一緒に出かける。
デパート、ポウリング場、スケート場、映画館、カラオケ、ゲームセンター、川、湖 など。
- ⑧ スーパー、コンビニエンスストアなどのお店には、無用の出入りはしない。
- ⑨ できるだけ2人以上で遊びに出かける。
- ⑩ 知らない人には、ぜったいについて行かない。
危険を感じたら、近くの大人や近くの家に避難を求める。(「い・か・の・お・す・し」)
- ⑪ 子どもだけ(保護者なし)での外泊はしない。

じてんしゃ きほんてき ほごしや ほんだん ゆだ がっこう きほんほうしん
2. 自転車(基本的には保護者の判断に委ねるが、学校の基本方針として)

- ① 4年生の自転車教室を受けるまでは、道路で子どもだけでは乗らない。
- ② 正しい乗り方をします。
 - ・ ヘルメットをかぶる。
 - ・ バス通りは乗らない。ただし、自転車通行可の歩道は乗ることができる。
 - ・ 二人乗り、手はなし運転、競争、曲乗りなどはしない。
 - ・ 道路では、左はしを一列になって乗る。
 - ・ 乗る前は、ブレーキなどの安全点検をする。
 - ・ 自転車保険に加入する。(熊本県の条例により、令和3年10月1日より義務化)
- ③ 学校に乗ってきたら、決められた場所にきちんと並べて置く。
(体育館玄関前、南門から入ってすぐの所)



あそび
3. 遊び

- ① 危険な遊びや他の人にめいわくをかける遊びはしない。
 - ・ 子どもだけでの花火、マッチやライターの持ち歩きや火遊び、エアガンの使用
 - ・ 道路や駐車場でのボール遊びやローラーブレイドなどの遊び
- ② 石投げ、落書き、チャイムおしなどのいたずらはしない。
- ③ よその庭や畑、危険な場所(工事現場など)に立ち入らない。
- ④ 放課後は、一度家に帰ってから遊びに出かける。
- ⑤ 家の人に「だれと」「どこで」遊ぶ、「何時ごろ帰る」を必ず伝えて出かける。
- ⑥ 物やお金をおごったり、おごられたりしない。

